



治療と就業の両立支援

労働施策総合推進法第二十七条の三の新設（労働施策総合推進法の改正）により、令和8年4月1日から疾病、負傷等により治療を受ける労働者が治療と就業を両立できるよう支援することが事業主の努力義務となりました。

今回、新設された条文の全文は以下のとおりです。

【第八章 治療と就業の両立支援】
第二十七条の三
事業主は、疾病、負傷その他の理由により治療

を受ける労働者について、就業によって疾病又は負傷の症状が増悪すること等を防止し、その治療と就業との両立を支援するため、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2、厚生労働大臣は、前項に規定する措置に関し、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針（以下この条において「治療と就業の両立支援指針」という）を定め、これを公表するものとする。

る。

3、治療と就業の両立支援指針は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第七十条の二第一項に規定する指針と調和が保たれたものでなければならぬ。

4、厚生労働大臣は、治療と就業の両立支援指針に従い、事業主又はその団体に對し、必要な指導、

されています。

治療と就業の両立支援は労働者の健康確保と就業継続、労働者の安心感向上、人材定着などにもつながると思われ、また、事業主の皆様方においても、就業の両立支援指針に基づいて治療と就業の両立支援に取り組んでいただきますようお願いいたします。

全ての事業主の方へ

令和8年4月から

病気を抱える労働者の治療と就業の両立支援が努力義務になります！

改正労働施策総合推進法（令和7年法律第63号）により、令和8年4月1日から、雇主に労働者の就業の両立支援の取組が、事業主の努力義務になります。

治療と就業の両立支援指針（令和8年厚生労働省告示第26号）を踏まえ、社内の環境整備や必要な両立支援の措置を講ずることが求められます。

病気を抱える労働者の状況

がん等の病気を抱える労働者の中には、職場の理解や支援体制が十分でなく、就業をあきらめてしまうケースが少なくありません。

今後、高齢者の就労の増加等を背景に、どの職場でも、病気を治療しながら仕事を続ける労働者は増えていきます。

治療と就業の両立支援とは

大切な人材が病気になっても、治療を受けながら安心して働き続けられるよう支援するため、本人からの相談に応じ、適切に対応できる体制・環境を整備し、必要な就業上の調整や配慮を行う取組です。

両立支援に取り組む意義

労働者の健康確保及び就業継続とともに、社員全体の安心感やモチベーションの向上による人材の定着、生産性の向上といった企業の成長につながります。

厚生労働省 都道府県労働局 健康（安全）課

厚生労働省ホームページ
「治療と就業の両立支援」
リーフレット



厚生労働大臣（国）から公表されている「治療と就業の両立支援指針」では対象労働者、対象疾病、事業主が取り組むべき両立支援のための環境整備の内容、両立支援の進め方が以下のように示

● **治療と就業の両立支援指針概要**

● **【対象労働者】**
雇用形態に関わらず全ての労働者

● **【対象疾病】**
反復・継続した治療が必要と医師が判断した疾病

- 病（国際疾病に基づく。負傷を含む）
- 【両立支援のための環境整備】**
- 事業主による基本方針の表明
 - 研修等を通じた意識啓発
 - 相談窓口の明確化、社内での支援体制の整備
 - 両立支援に関する休暇制度・勤務制度の整備（例・時間単位の有給休暇、時差出勤、テレワーク、短時間勤務等）
- 【両立支援の進め方】**
- (1) 労働者から事業主へ両立支援の申出
 - (2) 事業主による勤務情報提供書の作成支援
 - (3) 労働者から主治医へ勤務情報提供書の提出
 - (4) 主治医による意見書作成
 - (5) 労働者から事業主へ主治医意見書の提出
 - (6) 事業主による両立支援プランの作成、実施（就業継続の可否や就業上の措置等について、主治医の意見書を基に、産業医等の意見を踏まえ、労働者と十分話し合った上で、事業主が最終的に決定、実施）